## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
※「規制改革推進会議における処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎・各ワーキング・グループで既に検討や又は検討を行う事項
○、所管省庁に再検討を要請「⑥」に該当するものを除くする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁への検討要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	に関する事実関係を確認する事項 提案の具体的内容	提案理由		所管	所官省庁の検討結果			規制改 革推進
受付番号	受付日							管庁	制度の現状	該当法令等 対応の分類	対応の概要	会議にお ける処理 方針
310726003	元年 7月26日	元年 11月15日	2年 1月23日	中古マンションの広告における耐食基準適否の明示	中古マンションの住居の高齢化、老的化、意を家化が進み、新屋工事や立 は著るが思うたうに選求ない環状において、都の部を中心に、重40年を指 える中古マンシュンをベーション(大阪機りフォーム)して販売するケース か多数更勢けられる。ベーション(大阪機りフォーム)して販売するケース か多数更勢けられる。 ところが、リバーションといっても、専用スペースのみ配管などの支援を 行っているものの、競物を体性されて、現代の一般では、1961年に影けされて、現代の上の地域とんどで からような物性にあっては、一部の大手観行ではローンの対象して思かった。 いケースも発生しており、得来的に基本できない事態も想定される。すなわ か、非常的に基本にようとした際にはい、質打がローンを指すせない。 に、資土が見つからない事態である。 製との距離や内域の写真など、原本 地域に、質質をして他からにある。製との距離や内域の写真など、原本 は、質など、では、質など、大阪機・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・		個人	消費者庁 法務省 国土交通省	①	を ①  生地維物取引業法 第55条 宅地建物 取引業法施行規則 引第16条の4の3、景 可 ご 登 品表式法第5条第 で で 選 連築物の耐震改修 体 は 様 で 可 を に を が に を が に を が に を が に を が に を が に を が に を が に を が に を が に を に を	②     宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に対して、契約締結前 「重要事項認知を行うことを義務づけているなかで、同法施行規則 第19条の4の3割等の列度に基本で、親和6年6月1日以降に新設 の工事に着手したものを除き、当該建物が耐震診断を受けたもので あるとさは、新設動がの内容を説明することしております。これにより、消費者は契約締結前に当該建物の耐意診断の内容につまり、リ、清費者は契約締結前に当該建物の耐意診断の内容について把 等することができるため、消費者は、ための情報を手入に当該を がきることができるため、消費者はこれの情報を表えて、当該を は、当該を では、当該を では、当該を では、当該を が、計算者とは、当該を では、当該を では、当該を が、対しているかのように表表することにより、当該物件につ いて著して優々のある「説をさめよりな場合にもかかわらず、 あたかも適合しているかのように表表することにより、当該物件につ いて著して優々のある「説をさめような場合にもかかわらず、 また、以上の規定により、前度がレイナウであるに動からたます。 また、以上の規定により、前度がレイナウであるが動かにより、前 、変等を受ける対象と指例では、とないのと考えております。 では 、企業等を受ける場と指例では、とないます。 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	
310918014	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日		るようにするため、海外カードによる取引について、利息制限	の「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律施行令」において、利息とかなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額 10周内、1万円起える機能では上窓かられている。 10周内、1万円を起える機能では上窓かられている。 10周内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブラントのATMを持つクレジットカードのキャーブランを内がある。 国際カードブラントのATMを対か「クーや・ 当該ネットワークと自行のシステム を増り着の国内レジットカード会社への手殺戦が発生する。 ○これらの予整料は、上窓のATM利用料の上限の例外に対象かとする。または 別途上限を設すは、上窓のATM利用料の上限の例外に対象かとする。または 別途上限を設ける。とする。または 別途上限を設ける。とする。または 別途上限を別の国。 数日か国人製光客の利便性向上につながる。 の政府は訪日が国人製光客の利便性向上につながる。 の政府は訪日が国人製光客を2020年に400万人とする目標を掲げ、「観光ビジン 実現プログラム2019」(2019年6月)において、海外発行カード対応ATMの設置促進 を選り込んでいる。 ○また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外のATMでキャッシングし、 「場合、海外のATMを対象を対したりというから一様であるが、海外のATMでよりまして引出 手数料が請求される。 ○この請求報用息制限法等において利息とかなされないATM利用料の上限を超え ることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保 有者が海外のTMを利用した場合の手数料についても利息制度等の対象外でしていただきたい。 の昨年度要望に対する回答が未だに示されていない。東京オリンピック・パラリンピッ ク開催まで1年を切っており、早期に回答・検討していただきたい。	(一社)全匯 地方銀行 協会	■ 金融庁 消費務省 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸信がいて、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械利用して受け取り、以支支払金額が1万円以下の場合は10円、1万円を超える場合は220円までとされております。	男と宋 出資の受入れ、預 との他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を 制楽し、引き続き検討する考えです。 なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海 外のATMでキャッシングする場合の手数料については、 関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに緩和する ことは適当ではないと考えます。	
310920007	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 3月25日	海外発行カード対 応ATMでの引出手 数料に関する利息 制限法の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限 法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。	(制度の選集) 「利息制限法能行令」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、「万円以下の額108 円、「万円を超える銀ど(時)と定められている。関内銀行の人所のおいて、海外銀行 のクレックとは、一般では、アンスを対して、大き利用する程を、国際アラントで、アンスを は、の事数を対して、アンスを対して、アンスを は、の事数を対して、アンスを は、の事数を対して、アンスを のでは「観光ビジコン東現プログラム2019」の中で、訪日観光祭教の目標の実現に 向けた行動計画の策定等、現光立国に向けて放策を進めているが、全画でも後押 しずるために本件要定を行う。 また、金銀行においまれ「要素期における金融サービスの向上に向けて「平成の事 落年度」の中で、海外発行カード対応ATM(こついて推進することが明記されている。 も、 のものは、アンスを のものは、アンスを のものは、アンスを のものは、アンスを のもの。 のものは、アンスを のもの。 の	(一社)第二 地方銀行 協会	- 金融庁 消費務省 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸債において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲、現金自動をが1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	第2余 出資の受入れ、預	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行の ATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を指ま えた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続 き検討する考えです。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	7.15	所管省庁 への検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進
	受付日								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		会議にお ける処理 方針
311128024	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 7月29日		リース取引・融資等のストプクチャーに用いる100%の質SPC (ペーパーカンパニー)向け親子ローンを貸金業法の「交渉の	・事務負荷軽減により親子ローン活用意欲が高まることで国内資金の流動性が増し 国内金融マーケットの活性化に繋がることが期待される。 また、賃金素が想定する家質的な懸念点が興子ローンにおいては発生し得ない ため、不要業務削減に伴い一般的に企業活動の活性化を促すことが期待される。	(公社)リー ス事業協 会	金融庁 消費者庁	資金業者はその営業所又は事務所ごとに、その業務に関する修簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月 日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項 (貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項 (貸付けの登記基づく機能に関する債務者をその他の者と の交渉の経過の記録等)を記載し、これを保存しなければなら ないこととされております。	賞金業法第19条 賞金業法施行規則 第16条第1項第7号		備え付ける帳簿の記載内容は、資金業の適正な運営を確保 するために必要なものとして定められていることに鑑みれば、 その記載を不要とする措置を講じることは困難です。	
020317035	2年 3月17日	2年 5月25日	2年 6月24日	デジタルヘルス製 品を対象とした新た な認定制度の創設	デジタルヘルスケアの社会における価値を最大化し、利用者 が安心・信頼できる製品を選択できるようにする観点から、非 医療機器に該当するデジタルヘルスケア製品に対して、業機 法に抵触せずの数率、効能を高ことができるか、健康の様 持・増進や予防に関するエビデンスレベルに応じた朝たな認 定制度を創設すべきである。		経済団体	消费者庁働者方數者	等に関する法律(以下) 医薬品医療機器等法」という。別名条 客4項に規定する医療機器の定義に該当するかどうかで判断 を行っています。 (経産省) 利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕 組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価でき	(原労省) 医薬品、医療機器 等の品質・有効性 及び安全性の確保 和35 年法律第145 号 (経産省) ベルスタナービス ブイトライン等の リカイドライン等の リカイン リカイドライン リカイン リカイン リカイン リカイン リカイン リカイン リカイン リカ	現行制度 下で対応 可能	(厚労省) 医薬品医療機器等法では、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としたプログラムを、医療機器プログラムとしています。医機機器で該当ないプログラムについて、そのプログラムの目的を構榜することは差し支えありません。 医療機器に該当するかどうか判断に迷う場合は個別にご相談(ださい。 (経産者) 事業者が、本指針に基づく自己宣言をしていただいた場合には経済産業者へルスケア企業課からロゴマークの付与をいたます。またや和2年度ヘルスケアナービスは金銭銭事業補助金において、ガイドライン策定の支援を行っています。	